○国土交通省告示第千百九十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年十二月二十六日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　齋藤　健

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
谷山川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から四十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と四十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域
京都府南丹市日吉町中世木
小峠　五番　一号
一四番　十五号
一六番　二十一号
一五番　二十二号から二十四号まで
七番二　三十四号
一六番　二号及び三号
一七番　四号及び五号
一八番　六号
二一番　七号及び八号
二二番　九号から十二号まで
二三番　十三号及び十四号
二四番　十六号
二五番　十七号から十九号まで
二六番　二十号
六八番　二十五号から二十八号まで
六九番　二十九号から三十三号まで
八七番　三十五号
八八番　三十六号から四十一号まで
二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
万願寺川支渓
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷
京都府舞鶴市字万願寺
小字上ノ山　一〇〇二〇番
一〇〇二〇番一及び一〇〇二〇番二
一〇〇二一番及び一〇〇二二番
小字家前　三〇六番
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
京都府舞鶴市字万願寺
小字家前　三〇二番地先道路敷　一号
三〇七番一　二号
小字上ノ山　一〇〇一九番　三号及び四号
一〇〇二二番　五号
一〇〇二三番　六号から九号まで

○国土交通省告示第千百九十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年十二月二十六日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　齋藤　健

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
泉谷川
二　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱七号と八号を村道和泉谷線の谷側境界線に沿って結んだ線及び標柱八号から十三号までを順次結んだ線及び標柱十三号と一号を結んだ線に囲まれた土地の区域
奈良県吉野郡上北山村大字西原
六八六番　一号、二号及び十三号
六七三番二　三号及び四号
六八五番一　五号
六九〇番一　六号及び七号
七五九番　八号
六八七番　九号
二四七番　十号から十二号まで

○国土交通省告示第千百九十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年十二月二十六日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　齋藤　健

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
井戸ノ谷川
二　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域
和歌山県日高郡みなべ町高野
字芝垣内　六七一番一　一号及び二号
六六二番　三号
六四一番　四号
六六七番　五号及び六号
六一五番一　七号
六一六番　八号及び九号
六六五番　十号
六六〇番　十一号及び十二号
五九七番二　十三号
五九七番一　十四号から十七号まで
五九九番一　十八号及び十九号

○国土交通省告示第千百九十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年十二月二十六日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　齋藤　健

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
萩の谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域
和歌山県日高郡日高町大字池田
字鎌田　二四四番二　一号及び二十九号
二五二番二　二号及び二十八号
二五一番　三号から五号まで
二四〇番一　六号及び二十六号
二四一番一　七号及び二十五号
二四四番　八号、九号及び二十四号
二四三番一　十号から二十三号まで
二五二番一　二十七号
和歌山県田辺市本宮町伏拝
字日浦　一〇九三番二　一号
一〇八七番　二号及び十八号から二十一号まで
一〇九〇番　三号
一〇八四番　四号
一〇八〇番　五号
一〇七六番　六号
一〇七一番一　七号
一〇四四番一　八号
一〇四四番　九号
一〇六七番　十号
一〇五六番　十一号
一〇五七番一　十二号から十四号まで
一〇八六番　十五号から十七号まで
二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
鎌田谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域
和歌山県日高郡日高町大字池田
字鎌田　二四四番二　一号及び二十九号
二五二番二　二号及び二十八号
二五一番　三号から五号まで
二四〇番一　六号及び二十六号
二四一番一　七号及び二十五号
二四四番　八号、九号及び二十四号
二四三番一　十号から二十三号まで
二五二番一　二十七号

○東北地方整備局告示第二百五十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月二十六日

東北地方整備局長　津田　修一

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
四号　青森県東津軽郡平内町大字山口字明神三七番三から同町大字山口字赤坂二〇番四まで　東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年十二月二十六日

○近畿地方整備局告示第二百三号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において、平成二十九年十二月二十六日付けで、次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月二十六日

近畿地方整備局長　池田　豊人

(一)　(二)　路線名　二十八号　道路の種類　一般国道